(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 5 月 29 日

佐賀県知事 殿

提出者

住 所 佐賀県佐賀市富士町小副川272

氏 名 医療法人健心会 理事長 鮫島隆晃

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0952-64-2231

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	- (カ	名	称	医療法人健心会 ふじの森ホスピタル			
事	業	場	の	所	在	地	佐賀県佐賀市富士町小副川272			
計		画		期		間	令和7年 4月 1日 ~ 令和8年 3月 31日 まで			
当計	当該事業場において現に行っている事業に関する事項									
	1	事	業	の	種	類	医療業			
	2	事	業	の	規	模	172 床			
	3	従	芝	Ě	員	数	186 名			
							・感染性廃棄物→焼却→(熱回収)→廃熱利用(サーマルリサイクル)→ 埋立(管理型)			

(日本工業規格 A列4番)

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
	(管理体制図)						
	別紙参照						
		_					
特別	川管理産業廃棄物の排出	dの抑制に関する事項 					
		【前年度(令和6年度)実	績】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
		排出量	52.645 t	t			
	(1) ₹# 1 L	(これまでに実施した取約		l l			
	①現状						
		・院内管理規定に基づき履	成选性盛棄物と非成选性	 			
		行う。	3.木1上元末7000万元1上	元米リグ・/ IRANEN U (こ) M I C			
		↓ 【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類					
		排出量	52.000				
		(今後実施する予定の取組	t	t			
	②計画	「つ後天肥りる」にマノれ人門	H.)				
		コーキ、ケキ・キ・ガウ・中 ケギ 7田・中 (ウ)・	- サンと 最初、歴史を押し				
		・引き続き院内管理規定はた分別を行う。	ご基つさ感染性廃業物と	非感染性廃業物の徹底し			
特別	 管理産業廃棄物の分別	<u> </u> :		1			
, I A 79	16在注水炕木 10、17.77		辛業 <u>密</u> 棄物の種類及び分	別に関する形組)			
		(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
	①現状	・感染性廃棄物について、	性状に応じたバイオハ	ザードマークの色分けに			
		よる分別を徹底する。					
		 (今後分別する予定の特別	川管理産業廃棄物の種類	及び分別に関する取組)			
	②計画	・現状通り					

自身	っ行う特別管理産業廃	棄物の再生利用に関する事項	
		【前年度(令和 年度)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量 t	t
	①現状	(これまでに実施した取組)	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行う	
	②計画	特別管理産業廃棄物の量 t (今後実施する予定の取組)	t
自ら	っ行う特別管理産業廃	棄物の中間処理に関する事項	
		【前年度(令和 年度)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量 t	t
	①現状	自ら中間処理により減量した	
		(これまでに実施した取組) t	t
		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量 t	t
	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量 t	
		(今後実施する予定の取組)	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
【前年度(令和 年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類				
	①現状	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t			
		(これまでに実施した取組)				
		特別管理産業廃棄物の種類				
		自ら埋立処分				
	②計画	を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t			
		(今後実施する予定の取組)				
特別						
		特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物				
		全 処 理 委 託 量 52.645	t			
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量 52.645				
		再生利用業者への	t t			
		処 理 委 託 量	t t			
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t			
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への				
		処理委託量	t t			
		(これまでに実施した取組)				
		・職員等への分別に関する指導、教育の徹底。				
	ı					

		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄	E 物		
		全処理委託量	52.000	t	t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	52.000	t	t	
		再生利用業者への 処 理 委 託 量		t	t	
②計画		認定熱回収業者への処理 委託 量		t	t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t.	t	
		(今後実施する予定の取組) ・中間処理場及び最終処分場を視察して適正処理がなされているか確認する。				
【前年度(令和6年度)実績】						
		特別管理産業廃事 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物	量 を除く。)	52. 645	t	
電子情報処理組織の使用 に関する事項		(今後実施する予定の取	組)・導入済			
※事務処理	闌					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④ 欄には、当該事業場において生する特別官埋産業廃業物についての発生から最終処分か終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定
 - 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する 取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
 - 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
 - 9 ※欄は記入しないこと。

